

## 1. 使用猟具について

- (1) 地域駆除隊が使用する猟具は「箱わな」「くくりわな」に限ります。ただし、イノシシ等の止めさしや鳥類駆除に係る銃器使用については、安全性や緊急性を十分配慮したうえで行うことができます。
- (2) 鳥類の銃器による駆除については、第一種及び第二種銃猟免許を取得した隊員のみが行うことができます。なお、捕獲補助員は鳥類の銃器による駆除に参加することはできません。

## 2. 対象鳥獣及び使用猟具等

	狩猟免許	対象鳥獣	使用猟具及び行為	対応内容
狩猟免許所持者	わな猟狩猟免許	イノシシ・ニホンジカ・タヌキ・アナグマ・カラス類・ハト類	・箱わなによる捕獲 ・くくりわなによる捕獲	・農作物被害(予察) ・生活被害 ・緊急対応
	銃猟狩猟免許 (第一種・第二種)	『止めさし限定』 イノシシ・ニホンジカ 『鳥類限定』 カラス類・ヒヨドリ・ハト類・カモ	・銃器による止めさし ・銃器による鳥類捕獲	・農作物被害(予察) ・緊急対応
捕獲補助員	必要無し	イノシシ・ニホンジカ・タヌキ・アナグマ	・わなのエサまき・見回り ・わな猟免許所持者の補助作業等	・農作物被害(予察) ・生活被害

## 3. 捕獲補助員が行える行為

箱わな のエサまき	箱わなの見回り くくりわなの見回り	箱わなの設置・撤去の補助 くくりわなの設置・撤去の補助	捕獲個体の止めさし の補助	埋設焼却処分 の補助	箱わなの再設置の補助 くくりわなの再設置の補助
◎	◎	○	○	○	○

◎・・単独で行える行為

○・・わな猟免許所持者同行のもと補助作業ができる行為